

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

(市町村課)

一

○行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(震災復興政策課)

一

訓 令 甲

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○障害者就業・生活支援センターの変更の届出

(雇用対策課)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

三

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(同)

三

○土地区画整理組合の理事についての届出

(同)

三

公 告

○平成三十年度自衛官候補生の募集

(市町村課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(情報政策課)

四

選挙管理委員会

○政治団体の届出

六

○政治団体の届出事項の異動届

六

○政治団体の解散届

七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)

七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)

七

○資金管理団体の届出

八

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

八

ページ

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「第八条第一項若しくは第二項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政活動の評価に関する条例施行規則(平成十四年宮城県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「施設整備事業」の下に「(知事が別に定める事業を除く。)」を加え、同

条第二項中「農林水産部」を「農政部、水産林政部」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十三年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改

正する。

別表第四中

22
23
24
25
26
27
28
29
29
30
30
31
31
31
32
を
21
22

22
23
23
24
24
25
26
27
28
29
30
31
に
58
58
59
59
60
60
61
61

61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64
を
57
58
58
59
59
59
60
60
60

60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
に
66
66
66
66
67
67
67
67
67
68
68

68
68
69
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
71
71
71
71
を
65

66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69

70
70
70
70
70
に改める。

附則

(施行期日等)

1 この訓令は、平成三十一年二月十二日から施行し、改正後の単純労働職員の給与に関する規程(以下「新規規程」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、新規規程の規定による号俸が改正前の単純労働職員の給与に関する規程(以下「旧規程」という。)の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、新規規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号俸とするものとする。

3 この訓令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受

る号俸に異動のあった職員(人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定を準用して個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

告 示

○宮城県告示第百一号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの指定をした団体から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を受けた者の名称及び住所

1 名称 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

2 住所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	大崎市古川駅前大通一丁目五番十八号 ふるさとプラザ二階	大崎市古川旭四丁目三番七号	平成三十一年一月二十八日

○宮城県告示第百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百三十三号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画墓園

2 名称 名取市墓地公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十三号 石巻工業港運河線

三 事業施行期間

「平成二十七年三月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで」を

「平成二十七年三月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名	住 所
小野 政一	宮城郡利府町加瀬字南野中沢三十四番地一
新田 紘子	宮城郡利府町加瀬字南野中沢三十五番地一
木村 小市郎	宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十三番地百三十四
工藤 功	宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十一番地
開山 義一	宮城郡利府町加瀬字十三塚百三十四番地二
櫻井 孝子	宮城郡利府町加瀬字石切場十六番地
大場 ふじ子	宮城郡利府町加瀬字石切場六十六番地八

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目
自衛官候補生

二 募集期間
平成三十一年二月二十三日（土）から同年三月八日（金）まで

三 試験期日
平成三十一年三月十六日（土）、同月十七日（日）のうちいずれか一日

四 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称
受験案内により通知する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十一年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 情報政策課リースパソコン等貸貸借、導入設定及び保守業務一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
3 履行期間 契約締結の日から平成三十四年九月三十日まで
4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者は、次の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合には、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五）へ平成三十一年三月一日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班（担当 木村 敦子 電話〇二二二二一

一一二四七五）

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年三月四日（月）から平成三十一年三月十一日（月）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成三十一年三月十九日（火）午前九時から平成三十一年三月二十五日（月）午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成三十一年三月十九日（火）午前九時から平成三十一年三月二十五日（月）午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十一年三月十九日（火）午前九時から平成三十一年三月二十六日（火）午前十時まで

ロ 提出場所 1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日時及び場所

平成三十一年三月二十六日（火）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報政策課

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者とした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者とした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分の八に相

当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額・契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書（案）に示すとおりとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s)/Service(s) to be Procured: Rental, installation, configuration and maintenance of computers for the Information Policy Division (2840 units)

2 Contract Period: From day of contract settlement to September 30, 2022

3 Places of Implementation: Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture) and other locations

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person): Tuesday, March 26, 2019, 10:00 am, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail): Monday, March 25, 2019, 5:00 pm.

6 Time and Place for Bid Selection: Tuesday, March 26, 2019, 10:00 am, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural

Government Building, 3rd Floor

7 Contact Information: Atsuko Kimura Network Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN Tel: 022-211-2475

選挙管理委員会

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十一年二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党宮城第三支部	遠藤 隼人	石森 正訓	仙台市泉区泉中央三三三	平成三十一年一月七日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
猪又隆広後援会	猪又 隆広	猪又 厚子	仙台市若林区南材木町八一	平成三十一年一月二十三日
狭山むつ子後援会	狭山むつ子	狭山むつ子	柴田郡村田町大字村田字七小路八七一一	平成三十一年一月四日
千葉修平と仙台市の未来を創る会	千葉 修平	千葉 修平	仙台市青葉区中山台三一一五一一七	平成三十一年一月四日
星隆悦後援会	星 隆悦	星 隆悦	角田市角田字大町三九一八	平成三十一年一月二十八日

○宮選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十一年二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党瀬峰支部	佐々木幸一	会計責任者の氏名	岡崎 千年	宮内 光明	平成三十年一月二十日
自由民主党宮城県自動車整備支部	石山 稔	代表者の氏名	石山 稔	渡邊 芳博	平成三十年六月二十日
自由民主党宮城県第二選挙区支部	秋葉 賢也	会計責任者の氏名	西 憲太郎	猪又 隆広	平成三十年十二月三十一日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
相沢みつや政治経済研究会	相沢 光哉	会計責任者の氏名	熊谷 勝平	土田 健三	平成三十年十二月一日
相沢みつや連合後援会	嶋津 紀夫	会計責任者の氏名	熊谷 勝平	土田 健三	平成三十年十二月一日
青山久栄後援会	武山 勝義	代表者の氏名	武山 勝義	武山 吉夫	平成三十一年一月二十日
秋葉けんや後援会	三好 彰	会計責任者の氏名	西 憲太郎	猪又 隆広	平成三十年十二月三十一日
明日の宮城の農村を考える会(宮城県土地改良政治連盟)	伊藤 康志	会計責任者の氏名	高橋 清隆	千葉 敬記	平成三十一年一月三十日
細野たかし応援団	太田 昌彦	主たる事務所の所在地	仙台市泉区加茂五丁目三三番一	仙台市泉区館四丁目三八番一〇	平成三十一年一月九日
宮城県自動車整備政治連盟	石山 稔	代表者の氏名	石山 稔	渡邊 芳博	平成三十年六月二十日
宮城県商工政治連盟	阿部 忠雄	会計責任者の氏名	尾形 充弘	伊藤 克彦	平成三十年六月二十六日
栗原南部支部					
宮城県商工政治連盟玉造支部	館股 秀隆	会計責任者の氏名	中鉢 若子	猪股ヤス子	平成三十年五月二十二日

○宮選管告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成三十一年二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

赤坂芳則後援会

今川 清一

平成三十年十一月三十日

被災者・県民がきずくあったかい宮城の会

中嶋 信

平成三十年十二月三十一日

○宮選管告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十一年二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

赤坂芳則後援会

報告年月日 31. 1. 10 (30. 11. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十一年二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

赤坂芳則後援会

報告年月日 31. 1. 10 (30. 11. 30解散)

被災者・県民がきずくあったかい宮城の会
報告年月日 31. 1. 9 (30. 12. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0
1 収入総額	17,385
前年繰越額	17,385
2 支出総額	8,375
3 支出の内訳	
政治活動費	8,375
組織活動費	8,375

○宮選管告示第十六号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成三十一年二月十二日	宮城県選挙管理委員会	委員長	伊 東 則 夫
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名	主たる事務所の所在地
猪又 隆広	仙台市議会議員	猪又隆広後援会	仙台市若林区南材木町八一
千葉 修平	仙台市議会議員	千葉修平と仙台市の未来を創る会	仙台市青葉区中山台三一五一

○宮選管告示第十七号
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十一年二月十二日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
様式第五十七号様式の二中

うち各名簿登載者の得票数	各名簿登載者の氏名	うち各名簿登載者の得票数を除外名簿届出政党等の得票数	各名簿登載者の氏名	うち各名簿登載者の得票数を除外名簿届出政党等の得票数	各名簿登載者の氏名	うち各名簿登載者の得票数を除外名簿届出政党等の得票数	各名簿登載者の氏名	うち各名簿登載者の得票数を除外名簿届出政党等の得票数

を

うち各名簿登載者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の得票数	各名簿登載者の氏名	うち上記を除く名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)	各名簿登載者の氏名	うち上記を除く名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)	各名簿登載者の氏名	うち上記を除く名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)	各名簿登載者の氏名	うち上記を除く名簿届出政党等の得票数(法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。)
うち名簿届出政党等の名称又は略称	各名簿届出政党等の名称又は略称	うち法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	各名簿届出政党等の名称又は略称	うち法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	各名簿届出政党等の名称又は略称	うち法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票	各名簿届出政党等の名称又は略称	うち法第68条の3の規定により名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票
優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者の氏名

に定める。

第七百七号様式(その三)及び第七百七号様式(二)(その二)中

を

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名				
-----------------------	--	--	--	--

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名	優先的に当選人となるべき候補者 (順位)(氏名)	優先的に当選人となるべき候補者 (順位)(氏名)	優先的に当選人となるべき候補者 (順位)(氏名)	優先的に当選人となるべき候補者 (順位)(氏名)	優先的に当選人となるべき候補者 (順位)(氏名)
-----------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

に改め、「参議院名簿登載者の氏名」の下に「(優先的に当選人となるべき候補者を含む。)」を加える。

附 則

この告示は、平成三十一年二月十二日から施行する。